

境港新都市地区計画

	第2種低層住居専用地域 (専用住宅地区)	第2種中高層住居専用地域 (一般住宅地区)
敷地面積の 最低限度		250 m ²
壁面の位置の 制限	外壁等から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1.0m以上	
建築物の高さの 最高限度	10m	
建築物の形態 意匠の制限	屋根及び外壁の色彩は良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩とする。広告塔、看板等は道路境界より1.5m以上後退し、地盤より4.0m以下とする。	
垣、さくの 構造制限	道路側は生け垣とする。ただし高さ60cm以下の基礎部分はこの限りではない。 (地盤面から高さが1.2m以下の透視可能なフェンス等でも可。但しその場合は内側又は外側に植栽のこと。)	

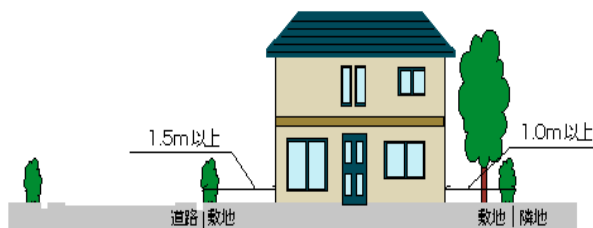


1. 敷地面積の最低限度 (250 m²)

敷地面積は、敷地の細分化により建て詰った住宅地とならないよう、250 m²(約75坪)以上とする。

2. 壁面の位置の制限

壁面の位置は、ゆとりある空間を確保するため、道路及び隣地境界線から距離を制限する。



3. 垣、さくの構造の制限

垣、さくの構造は、緑あふれる住宅地とするために道路側は生け垣とする。

(透視可能なフェンスの場合は、必ず植樹をすること)

